

NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4
TEL06(6630)6060 E-mail:npokama@osk4.3web.ne.jp. http://www2.osk.3web.ne.jp/~npokama

いつもご支援 ありがとうございます。

釜ヶ崎支援機構の事務局には、皆様からの寄付や衣類等のカンパが寄せられています。厚く御礼申し上げます。

先日は、部落解放同盟大阪府連合会西成支部の富田副支部長と摺木書記長が釜ヶ崎支援機構事務所に、西成支部からの寄付をご持参くださいました。

下の写真:寄付録を手渡す富田副支部長(左)と、それをにこやかに受け取る山田理事長(右)



また、マイクロソフト株式会社から Microsoft Windows 2000 等のソフト4種類を、株式会社シマンテックからウィルス対策用ソフトを、有限会社アイコンプからスキャナネットワーク共有ユーティリティソ

フトをそれぞれ寄贈していただきました。

西成区民福祉まつりに 豚ホルモン屋を出店

去る9月23日(日)、「第12回西成区民福祉まつり」が西成区旭の松の宮グラウンドで開催された。この祭りは西成地区社会福祉協議会主催で、パネル展や高齢者カラオケ大会、フラメンコ等のステージ企画が行われた他、飲食出店、健康相談等の場も設けられた。前出の摺木書記長よりお誘いを受けて、今回始めて釜ヶ崎支援機構も出店し、豚ホルモンや大根の煮物、手作りTシャツ等の販売や、野宿生活者支援法制定のための署名集め等を行った。豚ホルモンの売れ行きは好評で完売した他、署名も多くの方々にご協力いただくなど、地域の住民の方々と交



「ホームレスの自立の支援策等に関する 臨時措置法案」の早期成立を求めて

10・5 国会要請中央行動

10・6 中央総決起集会

流を図ることができた。

釜ヶ崎支援機構を始めとする全国の野宿生活者の支援団体9団体（下記参照）は、「ホームレスの自立の支援策等に関する臨時措置法案」について、秋の臨時国会での早期審議を求め、成立させるために大同団結を呼びかけ、10月5日に国会請願デモ、10月6日に中央総決起集会を開催した。

国会請願デモには、19,636名分の署

名を抱えて全国から約250名の仲間が集まり、永田町の社会文化会館から国会までデモ行進を行った。議員会館前では国会議員と共に集会を行い、法案の早期成立に向けてシュプレヒコールを行った。併せて、衆議院議長あての署名を民主党、共産党、社民党の衆参合わせて総勢17名の国会議員にゆだねた。

総決起集会は、永田町の星陵会館で開催され、前日に続き全国の野宿の仲間約200名や我々の他、国会議員や労働組合、キリスト教関係者等が参加し、皆で共に法案成立の日まで闘い続けることを決意した。以下に集会決議文を

10・5国会要請中央行動、及び

10・6中央総決起集会の参加団体

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす
連絡会（釜ヶ崎失業者連絡会）

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める
連絡会議（新宿連絡会）

池袋野宿者連絡会

神奈川全県夜回り・パトロール交流会

特定非営利活動法人 北九州ホームレス
支援機構

野宿者・人権資料センター

特定非営利活動法人 ささしま共生会

三多摩野宿者人権ネットワーク

集会決議文

紹介する。

バブル崩壊以降、全国の都市部において急増する野宿を余儀なくされている人々に対し、私達の社会が具体的な解決の方途を見出せず、混迷に混迷を重ね、その不作為の不利益を日々、過酷な生活を余儀なくされている野宿当事者に押し付けている現状を、私達は憂う。

私達は路上で呻吟する仲間と共に、野宿という現状を打破しようと長年に

亘り奮闘し続けて来た。各地において、夜回り、炊出し、医療相談、福祉相談、労働相談、生活相談など応急的な支援活動を行なうと同時に、路上から脱するための就労支援や自立支援もまた全力で行なって来た。そして、各地方自治体への要求行動、交渉、事業参画なども仲間と共に進んで来た。

が、国は野宿者の生活を守り野宿から脱する施策を行なう責任を回避し、地方自治体も抜本的な施策への踏み込みを回避し、応急的な援護策を細々と行なうレベルでしかない。生活困窮者や失業者を野宿へと安易に転落させるこの社会、そして、野宿者が放置されているこの社会は、多大なる不利益と危険を当事者に今も強いている。

私達は、いわゆる「ホームレス問題」と言う場合、国の不作為の結果として

野宿状態をあえて固定化させ、長期化させている事、そして、野宿者を安易に生み出す今日の社会構造をあえて放置している事こそが大きな問題の根幹であると考えている。この点を変えて行く視点と施策を持たない限り、いくら応急的な援護策を拡大したとしても、現状は何ら改善されないだろう。

私達はこれ以上、路上の死者を出さないためにも、これ以上、路上の仲間に不利益を強くないためにも、これ以上野宿者を増やさないためにも、今こそ、社会の総力をあげ、「ホームレス問題」に対する抜本的な取り組みを開始する時期であると訴える。

私達は提起する。まず国が責任を持ち、全国的なホームレス対策をすみやかに進めよう、その根拠法として現在国会に上程されている「ホームレ



スの自立の支援策等に関する臨時措置法案」を早期に審議し、成立させる事。

そして、その元で、野宿者の就労、住宅の確保に向けた具体的な自立支援策を、当事者のニーズを反映させ確定し、すみやかに実行に移す事。そして野宿防止策を失業対策にまで踏み込んだ広範なセーフティネットとして社会に構築して行く事。

私達は野宿を余儀なくされた人々、そして余儀なくされそうな人々も含めて、様々な困難を抱えた人々、様々な失敗を繰り返して来た人でも、もう一度やり直せる社会システムの構築を希求する。貧しくとも、仕事に就き、社会に参画できる喜びを感じられ、あばら家でも、安心して雨露が凌げる居所を確保し、地域の中で共に生きる喜びを感じられる社会を希求する。

そのために「ホームレスの自立の支援策等に関する臨時措置法案」制定に向けたたたかい、全国各地で生きるためのたたかいを全力で行なう。

そして、野宿者を始め、社会の下積みで働く人々や失業を余儀なくされた人々と共に、雇用対策、失業対策、福祉政策、ホームレス対策の拡大をたたかい取るため、立場を超えた人々との共闘を強化していく。

「ホームレスの自立の支援策等に関する臨時措置法案」制定の日まで、私達は全国各地でたたかい続ける事を

ここに決議する。

請願署名 36,426 名分受

提出した請願は、第153回国会で新件番号49「野宿生活者自立支援法制定に関する請願」として扱われ、受理件数19件、署名者通数36,426名となり、厚生労働委員会に付託されている。なお、請願の紹介議員は、植田至紀、鍵田節哉、今田保典、藤村修、中村哲治、前田雄吉、山井和則、桑原豊、水島広子、井上和雄、大谷信盛、古川元久、土肥隆一、金田誠一、佐藤謙一郎、細野豪志、近藤昭一、石毛えい子各議員となっている。(11月26日現在)

11・16 全国緊急国会行

民主党案を中心とした「ホームレス自立支援措置法」は、自民党、民主党の合議がなり、臨時国会での成立が濃厚と朝日新聞で報じられたが、自民・民主の合議でなく、与党(自民・公明・保守)ベースでの成立を求める公明党が「待った」をかけ、あらためて与党



のプロジェクトチームで「法案」が検討されることとなった。

このような事態の推移を知った私たちは、法案の臨時国会での早期制定を求め、新たに集まった請願署名 21,032 名分を携えて、11月16日に全国緊急国会行動に参加した。

全国から約 150 名が参加した国会前座り込み集会には、山井和則、金田誠一衆議院議員もかけつけて、国会前は終日参加者の熱気であふれかえった。

また、厚生労働委員を務める議員に

対して、法案制定を先送りすることのないよう、強制排除に繋がらない法案の早期実現を図るよう要望した。

なお、11月25日現在までに集まった署名は、既に提出したものも含めて 48,000 名分である。

厳しい冬にさしかかったが、法案制定が遅れば遅れるほど路上死を増やしてしまうことになる。野宿の仲間たちを見殺しにすることのないよう、法案制定に向けて努力し続けたい。

特集 就労機会提供事業、福祉相談事業の こんなことがありました 事例集

釜ヶ崎支援機構が平成 11 年9月に NPO 法人の認証を受けてから、丸2年が過ぎた。事業の拡大と共にスタッフの人数も増え、組織の規模が徐々に大きくなってきた。

スタッフの内訳は、就労部門 55 名（就労機会提供事業担当。人数は平成 13 年 11 月 25 日現在のスタッフ数。）、福祉部門 26 名（あいりん臨時緊急夜間避難所の清掃、夜間警備等）、長居避難所部門 12 名（長居臨時緊急避難所の清掃、夜間警備、所内・所外作業等）、事務局 9 名（事務、総務、経理、広報等。うち3名は福祉相談部門専任）、総スタッフ数は 102 名である。

仕事も人数も増えれば、それだけ

様々な局面で課題の発見や失敗が発生する率が高くなる。失敗は無くすよう努めねばならないのは言うまでもない。以下に、就労機会提供事業と福祉相談事業とにおいて、これまでに見られた失敗や課題について、自戒の念を込めて現状をお伝えする。

就労部門の課題・失敗

①**体調不良・けが** 最も多いのが、限られた就労機会（現金収入）を逃すまいと、体調がすぐれないのに無理をして就労に来て、現場で動けなくなった倒れたりするケースである。時には救急車で運ばれることもある。

10月には、生活清掃道路詰め所で、昼休みに1名の労働者が亡くなった。あと7ヶ月で65歳、生活保護にかかると楽しみにしていた仲間だった。

また、夏に多いのが炎天下での作業中に暑さで倒れるケース。その他、労災事故も発生している。

- ・ 夏に、脚立に上がって作業していた労働者が暑さでふらつき倒れそうになり、支えようとして体を受け止めたスタッフが手をついた時に骨折した。
- ・ 室内の階段で、労働者が雨の為長靴を履いていた足を滑らして転倒し、階段を転がり落ちて手首を骨折。
- ・ 斜面の草刈作業を中断し、労働者が傾斜地をゆっくりおりている途中、足を滑らし転倒。手に持っていたカマで手首を傷つけた。
- ・ 道路清掃中、労働者がたまたま手袋をはずし素手でゴミを集めていたところ、ガラスの破片で指を切った。

彼らの多くは野宿を余儀なくされ十分に睡眠をとることができないまま、そして、満身に食べられず空腹のまま無理をして就労に来ることを考えれば、いつ倒れてもおかしくないと言える。

「体調の悪い人、足元がふらついている人等に注意し、常に労働者に目配りして動作を見ている」、あるいは「現場へ移動する前に、最初に体調が悪くないかどうか聞くようにしている。」といった配慮をしているスタッフも多い。スタッフ全員が労働者の健康状態について常に注意しておくことが重要であると考えている。

②「うっかり」からくる失敗 「労働者全員の弁当を車に積み忘れる」。毎朝196個の弁当を当番が早出をして、各現場の人数ごとに分けて車に積み込むのだが、車を間違えたり、数を間違えるということが起こる。足りなかったり、まったくない場合は、スタッフが弁当を買いに走る。足りないということは多いところがあるということで、その場合は、食べ物を粗末にははい

コラム 生活道路清掃の現場から

就労日ではない労働者が、勝手に清掃について来て一緒にゴミ拾いをして回った。そして、作業が終わった後でその労働者は「働いたのだから賃金をくれ」と迫ってきた。苦境を察するに余りある行動であるが、「ボランティアと思って諦めてな」と言うよいほかなかった。またある時は、やはり就労者以外の人と一緒にゴミ拾いをして回っている。事情を聞くと、その人は、一緒に掃除をしている正規に就労した相棒と賃金を折半するのだと言う。時には行かち合いながらも、みんなお金を手にあるのに必死なのである。

けないので、その場で分け分けて食べることになる。

③現場での作業上の失敗 「草刈の現場で草刈機を使用中、飛んだ石が付近に駐車していた車に当たって傷をつけた」というもの（第三者災害保険に加入しています。保険で対応）や、「ペンキ塗りで、作業後に雨が降りペンキがはげてしまい直しに行った」（これは自然災害で保険は利きませんか?）、「草刈の現場で、やらなくていい隣の敷地まで草を刈ってしまった」（これは喜んでもらえた?）、といったことも。

④スタッフの指示・配慮不足? 「休憩後に労働者の居場所が分からなくなり探し回った」といったことも時々ある。労働者のほうも大変で、トイレに行ったら帰り道がわからなくなった。お金はない。仕方がないので歩いて帰ってきた。淀屋橋は近いほうで、鶴見区・都島区あたりから夕方5時ごろ帰り着いたという例もある。もちろん、

賃金は支払います。

⑤車両事故 仕事が増えるのはうれしいことだが、それにともない車が増える。事故の率も上がるということに・・・。「車を後退させている時にポールにぶつけた」といった、スタッフの不注意(確認不足)による車両事故。交差点で、右折時に直進車と接触。信号待ちで停車中、後方から追突された。駐車場内での車両同士の接触。

最大の事故は、右折時に後ろから追突されてのトラック横転事故。6名が労災となり、丸1年を目にした現在



コラム 保育所の現場から

保育所の現場では、保育所の施設や遊具等のペンキ塗りの作業をしている。最初は汚い壁や遊具だったのが、前の塗装を落とし、次に白色の錆止め塗装をして真っ白となり、最後には鮮やかな色が次々と塗られていく。その目に見えて変化していく様子を見て、保育所の先生や子供たちが喜んでくれる反応が返ってくる。それが嬉しくて保育所の現場を指名してくる労働者もいる。

保育所に行く労働者は、保育所の先生や子供たちに対してふさわしい話し方ができる人がいい。子供の前では煙草も吸わせないことにしている。世間一般には偏見の多い釜ヶ崎の労働者たちだが、これならほしい仕事ができるんだよ、ということを見せていく役割を我々は担っているのだから。

も、1人、労災継続中。

現場仕事にある程度の怪我は避けられない、車に事故は付きものという聞き直った言葉もあるが、安全に対する意識を高め、無事故での事業実施を実現したい。

事務局の失敗

①日々働く輪番労働者が雇用保険被保険者手帳・健康保険被保険者手帳を提出した場合、提出された手帳に雇用保険印紙・健康保険印紙を貼付する。印紙の貼付は、働いた当日の日付の欄に貼らなければならないのだが、時として間違えるときがある。これを「誤貼付」という。誤貼付のシワ寄せは労働者に行く。ただひたすらお詫びして「誤貼付証明書」を窓口に出して、訂正してもらってください、とお願いすることになる。他人にシワ寄せする失敗はしてはならないと、皆、肝に銘じているのだが、失敗は忘れたころにやってくる・・・。

②毎日、200人を越える労働者に支払う賃金の袋詰め作業を行っている。5千円札・千円札・5百円玉・百円玉、それぞれ必要な枚数を準備し、5300円・5700円と印刷された封筒に詰めていき、お金が出ないようにホッチキスで封をしていくのだが、ホンまれに百円玉がひとつ余ったりすることがある。以前は袋のホッチキスをはずして点検

していたのだが、最近は、10袋ずつ計量して、重さでの的を絞ってホッチキスをはずすことにしている。失敗は知恵の母？

福祉相談部門の失敗

①相手の話を聴くことの難しさ ハンディがあってうまく話せない人の話を聞く時、相手が何を言いたいのか聞き取れないことがある。そんな時、相手の言いたいことを推測して行動し、それが違うと怒られたりする。しかし腰を据えてじっくり話を聴くと、分かってくることが多い。

いろいろな人がいて、健康状態や望んでいることも全て千差万別である。その人が何を一番必要としているのかをキャッチすることの難しさを、日々痛感している。

②相談に来なくなる ある程度関わりを持って相談を受けてきた人が、ある時から事務所に姿を見せなくなる。その人が本当に望んでいる“核心”に触れることができなかったのだと、反省させられる。相談者の大半は野宿生活者であり、連絡の取りようがない。その時その場の対応が、関係を全て決めると言うてよく、「この人が相談に来るのは今回限りだ」と肝に銘じて、大切に話を聴く心構えが必要である。

③アルコール依存症 A氏(70歳代)の場合。依存症であるという病識が無

く、またいわゆる「まだらボケ」で金品を紛失することが多く、盗難に遭ったと被害妄想を抱きがちである。飲酒が始まると酩酊しブラックアウトするまでいってしまう。

アルコール専門病院に入院し、1ヵ月半して自己退院。退院当日アパートに帰らず。翌日、警察から泥酔保護されたと連絡が入った。すぐに病院に連絡したところ、まだ病床が開いていたので即再入院となった。しばらくして再び自己退院。前回のことがあるので、スタッフが病院まで迎えに行ったが、病院からの帰途スタッフをまこうと駅周辺の住宅街を歩き回り、自動販売機を目にするや否やワンカップを買って3杯連続で飲んだところで、へたり込み動けなくなってしまった。救急車を呼んだが、受け入れてくれる病院は「本人に断酒の意志が無ければダメ」と皆無であった。その後は、支援機構スタッフによる金銭管理にしぶしぶ同意したが、「被害妄想」によるトラブルばかりであった。退院後の生活保護費支給日に、預からせて欲しいとの懇願も彼には届かず、家賃分以外の保護費を持ったまま失踪した。1週間後に帰ってきた時には保護費を全額使いきっており、支援機構からの貸付金で次回の保護費支給日までしのいだ。その次の支給日には全額を持ったまま失踪。家賃を納めず本人がいないので保護廃止と

なった。後日、神戸の警察から保護されたと連絡が入りむかえに行ったが、「西成に帰るのは嫌だ、自力で福祉事務所に相談する」と全く心を開かず、警察に彼を残したまま帰らざるを得なかった。

B氏(70歳代)の場合。街角で百円を無心し飲んでしまう。スタッフの金銭管理にしぶしぶ同意していたが、預金通帳だけは彼が持っていた。印鑑はこちらが保管していると油断した際に、彼は通帳を解約して全額を手中に収めてしまった。金は酒を買うとき以外に彼の懐を出ることは無く、飲酒の連続であった。しばらくして顔がむくみ体調悪化が懸念されたが、本人は病院に行くことを固辞。しかし、じきに路上で足腰が立たなくなり、病院に救急搬送された。食物の経口摂取は不可能、入院後3日目頃から退薬(禁断)症状が現れ、ほぼ1週間続く。それがおさまった後も予断を許さない状態が続いた。決して底つき(「これ以上飲酒をしては駄目だ」と自ら自覚すること)をさせるつもりはなかったが、結果的に生死の境をさまよわせることになってしまった。その後ゆっくり快方に向かい、医療保護入院となった。

これらのケースのように、本人に自己決定ができない状態で、我々の金銭管理も通用しない場合、アルコール依存症にどう対処していいのかが苦慮する

というのが正直なところである。B氏については、もっと早く医療保護入院を勧めるべきだったように思う。彼らを受け入れられるシステムとしてグループホーム等も考えられるが、我々は今のところ持ち合わせていない。

④**痴呆症** C氏(60歳代)の場合。軽度の痴呆・見当識障害あり。施設入所しても自己退所するので続かず、生活保護になっても保護での生活になじめず、ある日突然アパートからいなくなった。しばらく経ってから、彼は我々の事務所に突然現れた。失踪して以来、ダンボールを集めながら野宿生活をしてきたが、病に倒れ病院に救急搬送され入院中とのことであった。生活保護の制度が理解できず、保護での生活が具体的にイメージできない様子である。

痴呆症の人の居場所を特定するためのPHSの端末を持たせておかなかったことが悔やまれ、また、デイケアに早めにつなげるべきであった。現在、入院中に要介護認定の申請を検討中である。



事務所の2階にある福祉相談部門

⑤**孤独死** D氏(70歳代)の場合。生活保護を受給して生活していたD氏は、加齢による衰えは否めなかったが支障なく毎日を送っている様子だった。保護費支給日に受け取りに来なかったことを心配した福祉事務所担当ケースワーカーが、入居先のアパートの管理人に所在確認を要請し、部屋の中で冷たくなったD氏が発見された。(死因は「病死」だが詳細は不明。)

約2ヵ月前のアパート訪問時に「体調がすぐれない」と言っていたのだが、病院に行くことを説得できなかったことが悔やまれる。病院に行くことを勧めても嫌がる人も多いが、高齢者が少しでも不調を訴えたら大事だと肝に銘じなければならない。

⑥**自殺** E氏(60歳代)の場合。ギャンブルから多額の借金をつくってしまい、ヤクザがらみの町金にも手を出して逃げるしかなかったという。交番・福祉事務所を転々とし、ある福祉事務所にたどり着いた時には体調がぼろぼろですぐに入院した。その後福祉事務所から敷金を支給されてアパートを借り、生活保護に。ギャンブルにはもう絶対手を出さない、と約束をした。その後、何回か保護費紛失とのことで支援機構にお金を借りにきたくらいで、生活はおおむね安定していた様子で安心していたのだが・・・。

後日アパートを訪問しても応答がなく、

通りかかった隣人が「その人は亡くなったよ」と言う。福祉事務所の担当に確認すると、6日くらい前に保護費紛失とのことでお金を貸してくれという相談があった後、警察からケースワーカーに自室で首をつり遺体で発見された旨連絡がはいったという。自殺の原因は金銭トラブルと思われるが、鬱傾向があったことを見逃していたことが今更ながら悔やまれる。また、金銭管理をしていれば、もっと違う結果になったかも知れない。

以上、数件のケースについてうまくいかなかった例を挙げた。関わりを持つ人それぞれが様々な生き方やそれに伴う問題を抱えており、一つとして同じケースはない。後から考えてもどう対応するのが正解だったのか正直言って分からないこともある。

介護保険制度が始まってから2年目となり、釜ヶ崎の街づくりも福祉の街へと動いてきている。この全体的な動きの中で、医療関係者も、福祉アパートも、そして我々もあらゆる面で試行

錯誤をしている。

釜ヶ崎の街はアルコールと切っても切り離せない。また、高齢化がますます進んで、痴呆症等の問題にも多く直面すると思われる。デイケア施設やグループホーム等が有効であると思われるが、既存の施設になじみにくいケースに出会うことも多い。釜ヶ崎の実情を踏まえて、アルコール依存や痴呆その他の問題を抱えた野宿生活者を支えていける、継続性のある独自のシステムが必要である。

加えて、生活保護の状態になり、昼間することがなく時間を持て余す人が多いことから、時間を埋められる何か、生きがいを感じられることを持つこと、さらに仲間同士が助け合える体制づくり＝エンパワーメント（例として、仲間同士の更生相談所への付き添いや介護等）といった取り組むべき課題も多い。そのビジョンを模索しながら今後も試行錯誤しつつ、日々相談に来る人の話を一つ一つ大切に聴いていきたいと思う。

10月21日 会員の集い（報告）

10月21日(日)に会員の集いが事務所2階で開催され、13名が参加した。

ビデオ「6月野営闘争」が上映され皆で鑑賞した後、福祉相談部門報告や、10月5、6日の請願行動の近況報告等をまじえながら、意見交換を行った。

○福祉相談部門報告

福祉相談部門では、生活保護申請手続き、年金受給手続き等のサポートを継続して行っている。

最近あった事例として、年金が近い将来に入る予定であるが、受給までの数ヶ月間の生活費が途絶えて、困難に直面す

るケースや、また、居宅保護後にサラ金・金融ローンの債務に対する対応や戸籍の復活などが生じるケース等がある。

○10月5、6日請願行動その他報告

山田理事長が、東京行動その他について報告した。

「野宿生活者自立支援法」制定請願署名約2万名分を持って、請願行動を行った。現在の緊急地域雇用創出基金事業は今年度で終わりであり、6月19日の中央行動ではその代わりにの何らかの方策とる、との厚生労働省の回答は得ていたが、

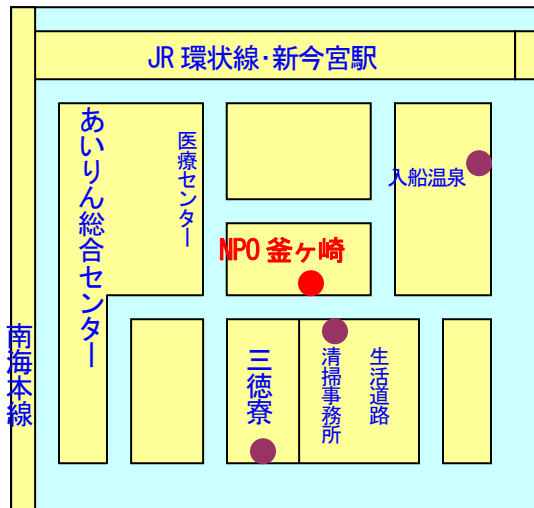
今回は厚生労働省との話し合いはできなかった。法案自体は立ち消えになることはないと思われ、また、雇用創出基金事業も3年間の実施が予想されている(その後、補正予算可決で確定)。

今後の課題としては、ホームレス対策と日雇労働力市場とを併せて考え、例えば、あいりん公共職業安定所でも職業紹介機能を持たせる等、新しい仕組みを考える必要がある。また、自立支援センターの「出口」問題等についても詰めていきたいと考えている。

2001年度第3回会員の集い 12月16日(日)午後2時より・事務所2階

12月16日に平成13年最後の会員の集いを行います。内容の詳細は未定ですが、今年を振り返って親睦を深めつつ会を持ちたいと考えていますので、会員以外の方もぜひご参加ください。

赤い羽根共同募金の助成を受けてカラーレーザープリンターを購入致しました。本会報は、このプリンターを用いてカラーで作成しています。



特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 8号 2001年11月30日
 〒557-0004 大阪市西成区菟之茶屋 1—5—4
 電話 06 (6630) 6060 FAX06 (6630) 9777
 会費・寄付の振込口座:郵便振替:00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構